

◇ 国 語

国 7-1～国 7-12 まで 12 ページあります。

第一問 次の文章を読んで、後の問いに答えなさい。

意義と呼ばれ意味と呼ばれるものは一体何なのか、それは例えば「イヌ」と呼ばれる一匹二匹の家畜なのか、それともそれらのソウタイ^Aなのか、或いはワンワンと鳴くなどの性質なのか。意義とは何か、意味とは何か、という問いはこの上ない難問ではあるけれども、やはりなおそれを探って見ることから始めることにしよう。

話をわかり易く^{やす}するために、いま言語^Bシチュエトク期にある幼児Xを仮定する。X児は母親に連れられて街を歩き、一匹の、ワンワンと鳴く小動物を見る。見たり聞いたり或いは感じたり思ったりすることを「経験」と呼ぶなら、X児はワンワンと鳴く小動物を経験したのである。このときに母親は、あれを「イヌ」と呼ぶのだ、と教えるであろう。経験を名づけるのに用いられる発音の姿、それが「言葉」に他ならない。X児は母親によって、今の一小動物の経験を、「イヌ」という言葉に結びつけることが、社会的に正しいとされることを教えられたのである。翌日X児はまた昨日の似た小動物を経験する。母親はこれも「イヌ」だと教えるであろう。X児が経験した昨日の犬と、今日経験した犬とは、似たところはあるけれども個体としては別物で、大きさも毛並も面構えもみな異なる。昨日のはシェパードの個体であつたらうし、今日のはチワワの個体かも知れない。つまり経験としては異なる経験とせねばならない。けれどもそれと結びつく言葉は、同じ一つの「イヌ」である。今日ばかりでなく、やがてX児は多くの異なる犬を経験するに違いない。実物を見る場合ばかりでなく、絵本の中で見たり、写真で見たりもするであろう。こうして経験の方はどんどん増え続け^C、理論的には無限に増え続けるのに、対する言葉の方はただ一つの同じ「イヌ」でしかない。

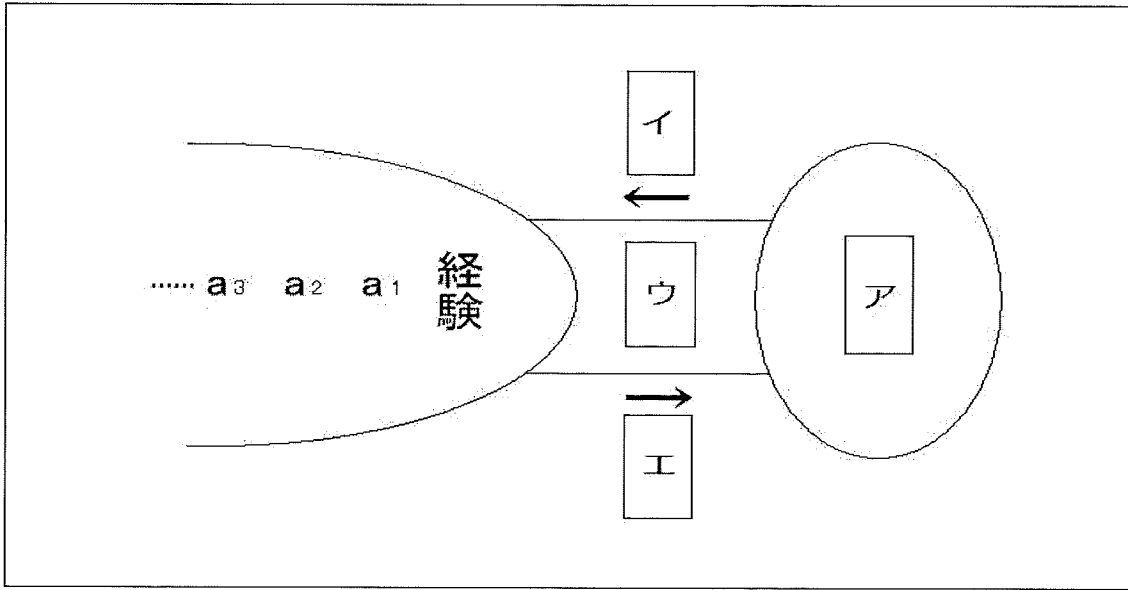
この間の事情を図で示せば、問一の図のようであろう。経験はa₁から始まって無限に増え続け、従つて経験の円は開いた形で示されるのがふさわしい。一方の言葉は一つきりだから、言葉の円は閉じた形で示される。X児は、こうして一つ一つは別の経験と言うしかない多数が、たった一つの言葉に収斂^{しゅうれん}してしまう不思議を乗り越えて行かねばならないのだが、それはX児にとって格別困難なことではない。幼児にして苦もなくここを超え得るのは、神が人間に与えた有難い能力の

おかげなのだが、要するに無限の経験を一つの言葉に結びつける、通路のようなものがあって、それが媒体としてはたらくおかげに違いない。そしてこの、開いた経験の輪と閉じた言葉の輪をつなぐ、通路のごとき媒体こそが、意味と呼ばれるものに他ならない、と考える。

人はこの、意味の通路を通過して、経験から言葉へ、言葉から経験への往復を、ほとんどカندان^cなしに繰り返す。経験から言葉へ行くこと、それが「表現」と呼ばれるものである。逆に言葉から経験へ行くこと、それが「理解」と呼ばれるものである。何か一つの経験をjしてそれを言葉にする表現のときも、何か一つの言葉に接してそれに見合う経験を喚起する理解のときも、人はこの意味の通路を踏みしめて行かねばならない。X児がこの道を通い始める初期は、X児における意味の通路はまだしつかりとしたものになっていず、流動的であるだろう。X児は新たに小動物の経験をjして、これも「イヌ」だと表現して、母親から「あれはイヌじゃないのよ、ネコなのよ」と道の踏み違いを指摘されたりするだろう。こんな誤りの修正までを含みながら、意味の通路を行き来することが重なるのに正比例して、X児における意味の通路はカッコとしたものに踏み固められて行く。

だから意味というものは、言葉のものであると同じだけ経験のものでもある。言葉の意味、とはよく言われる言い廻^ましだが、それは同時に経験の意味でもあるはずであろう。言葉が誰かにおいて意味と経験との三位一体^aの姿を保っているときに、はじめて言葉がその人の身についている、と言い得るのであって、青年期にありがちな経験との結びつきを欠いた言葉使いは、言葉の上^bすべりにすぎないものであろう。また言葉との結びつきを欠いた経験は、せつかくその経験をjしているのに、それがどうい^cう経験であるかの位置づけを得られずに、宙に迷った末にシヨウメツ^Eしてしまう運命にある。この意味で、言葉をより多く身につけることは、より多くの異なる経験を、異なる経験として弁別^cする力を身につけることでもあり、いま自分の頭や心にある経験が何であるかを、最もふさわしい言葉に表わす力を身につけることでもある。言葉が豊かであることは、心と頭とが豊かであることと同義であろう。人間にとって言語が如何に重要であるかは、最近よく知られるようになって来たが、そう言われることの実質は、経験と言葉をつなぐ意味の通路の網、言わば意味の道路網が、人間形成に極めて重要だということに他ならないと思われる。

(渡辺実『国語意味論』による)



問一 上の図の空欄「ア」・「イ」・「ウ」・「エ」に入る

る最も適当なものを、次の各群の①～④の中からそれぞれ一つずつ選べ。

| | | | |
|-------|-----|-----|-----|
| ア | イ | ウ | エ |
| ①意味 | ①表現 | ①神力 | ①表現 |
| ②事物 | ②理解 | ②媒体 | ②理解 |
| ③言葉 | ③体験 | ③通路 | ③収斂 |
| ④「イヌ」 | ④能力 | ④意味 | ④能力 |
| 1 | 2 | 3 | 4 |

問一 傍線部A・B・C・D・Eと同じ漢字を含むものを、次の各群の①～⑤の中からそれぞれ一つずつ選べ。

A ソウタイ

- ① ソウガン鏡をのぞく
- ② ソウギョウ百年を迎える
- ③ ソウタイ評価で決める
- ④ エンソウ会を開く
- ⑤ ソウゴウ芸術

5

B シュウトク

- ① シュウシヨク試験を受ける
- ② 教育ジツシユウに参加する
- ③ シュウノウ家具が少ない
- ④ 精神シユウヨウを積む
- ⑤ シュウトク物を届ける

6

C カンダン

- ① カンセツ照明を使う
- ② カンセイな住宅地
- ③ カンルイにむせぶ
- ④ 骨とう品をカンテイする
- ⑤ カンゼン懲悪主義

7

D カツコ

- ① カツセイ炭入り
- ② カギカツコをつける
- ③ カクテイ申告に行く
- ④ カクチの天気予報
- ⑤ 空港のカツソウ路

8

E ショウメツ

- ① 延着ショウメイをもらう
- ② コウシヨウな趣味
- ③ ショウシン翼々
- ④ ショウエン剤で治す
- ⑤ カンショウ地帯を設ける

9

問三 傍線部 (a)・(b)・(c) の意味として最も適当なものを、次の各群の①～④の中からそれぞれ一つずつ選べ。

(a) 「三位一体の姿」

- ① 様相が多面的である姿の比喩
- ② 本質において一つであるものの比喩
- ③ 極めて均整のとれた統一体の比喩
- ④ 人間として完全なものの比喩

10

(b) 「言葉の上すべり」

- ① 調子がよい言葉
- ② 巧みだが誠意のない言葉
- ③ 心の奥から発せられない言葉
- ④ 意味のない語呂合わせの言葉

11

(c) 「弁別する力」

- ① 区別して認識する能力
- ② 違いをわきまえ予測する能力
- ③ 明快に論証する能力
- ④ 区別を明確に論じ立てる能力

12

問四 傍線部 (一) 「理論的には無限に増え続ける」のはなぜか。説明として最も適当なものを、次の①～④の中から一つ選べ。

- ① 現実問題としては、体験することは限られているから
- ② 実際には、人間の体験は有限でも無限でもないから
- ③ 机上の理論によつては、経験の数を数えることは不可能であるから
- ④ 我々が現実には体験することは、考えてみれば全く同一のものはないから

13

問五 傍線部(二)「一つ一つは別の経験と言うしかない多数が、たった一つの言葉に収斂してしまう不思議」とあるが、何がどう不思議なのか。その説明として最も適当なものを、次の①～④の中から一つ選べ。

14

- ① 幼児が日々経験する多様な出来事を、母親が容易に言葉に表現してしまうことを不思議に思っていることをいう。
- ② 幼児にとって一見全く違う個体が、すべて「イヌ」という語で言い表わされることは不思議なことである。
- ③ 幼児は成長するに従って、無限に増え続ける体験が一つずつ言葉に置き換えられていく不思議さを実感するのである。
- ④ 幼児が、経験は急速に増えていくのに、言葉はなかなか覚えられないことを不思議に思っていることをいう。

問六 本文の内容に合致するものを、次の①～④の中から一つ選べ。

15

- ① 幼児期には言葉を覚えさせることよりも、色々な経験をさせることの方が必要である。
- ② 言葉を覚えたての幼児がまちがったことを言っても、あまり厳しく叱しかつてはいけなない。
- ③ 見聞きしたことをどれだけ言葉に置き換えることができるかは、人間形成に深く関わっている。
- ④ 心豊かな人間に育つかどうかは、子供と母親との会話、両者がかわした言葉の数に比例する。

第二問 次の文章を読んで、後の問いに答えなさい。

平成十五年五月十五日、日本新聞協会は、政府の司法制度改革推進本部事務局がまとめた裁判員制度についての原案に対する見解なるものを発表した。それを見ると、新聞界の人々の司法(二)に対する無知と無理解にあきらはると同時に、この裁判員制度そのものの無理もまたはつきりと見えてくる。これを機会にもう一度、裁判員制度についての見直しが必要なのではないだろうか。

そもそもこの「裁判員制度」なるものは、以前本欄でも述べたとおり、大いに問題のある制度である。五月十七日付の産経新聞はこれについて「多くの国で『陪審員』や『参審制』など、国民が何らかの形で司法参加する制度が設けられている。特に、先進的といわれる諸国で制度がないのは日本などごくわずか」と解説しているのであるが、この制度自体は「ア」なものでもなければ「合理的」なものでもない。もともとこれは大陸出身の国王が英国を支配し始めたとき、^Aドチャクの貴族たちが「同輩の合法的裁判」を受ける権利を主張したところに根をもつ制度であり、現代においては様々の不都合が指摘されながらも、欧米諸国にとってはそれが一つの「伝統」となってしまうているが故に捨てられないでいる——そういう制度である。

この制度の不都合の核心は、「人を裁く」という難事業に不可欠の訓練を全く受けておらず、そのため的心構えも覚悟も持たずに生活している一般人を、いきなりその難事業に参加させる、ということの内にある。したがって、無理にもこの制度を取り入れようというなら、その点についてよほどの配慮が必要となるのである。

たとえば、裁判員の氏名その他は絶対に公開されてはならない。刑事裁判の審理に参加するとは、つまりは凶悪な罪を犯した者に罰を下す立場に立つことであり、そこには常にある種の危険がともなう。現にこれまでも裁判官がキョウウハクB状を受け取るということは何度も起きている。裁判官の道を選ぶとは、そういう危険に対する覚悟を持つということでもあるが、^a無作為抽出によって指名された一般市民にその覚悟を持つというのは、ほとんど非人道的なことと言えよう。裁判員の個人情報(三)の絶対非公開は不可欠の条件であり、今回の司法制度改革推進本部案でも、そのことははっきりと規定されている。

ところが新聞協会はこの当然の案に文句をつける。「どういう人が裁判員になり、どのような判断に加わったのが全く明らか

かにされなくては、『公正な裁判が行われている』という社会的信頼を得ること」ができない、と言って「見直しを求める」のである。危険な話である。

また裁判官には、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないという **イ** があり、それは当然、裁判員にも適用される。しかし、これについてもマスコミの側からは「裁判員の経験をだれとも共有できず、話せば処罰の対象になるのでは国民が参加をためらう」と反対が出ている。これは **タン** テキに（一般国民は裁判に参加する心構えを持たぬ）と言っているに等しい。

さらに、新聞協会は、司法制度改革推進本部案にあった「報道機関は……事件に関する偏見を生ぜしめないように配慮しなければならぬ」という一文に、「報道規制」であり「表現の自由」に **ディ** ショクする、と猛反発する。日頃からかかっていたはずの「**不偏不党**」の旗印はどうした、と皮肉の一つも言いたくなる反応であるが、実際この問題こそが、陪審員制や裁判員制の一番難しいところなのである。

プロの裁判官は、マスコミがいかなる色合いの報道をしようとも、それに影響されない訓練を積んでいる。だからマスコミも安心して勝手に報道していられるのである。しかし普通の人々が裁判にかかわる社会では、マスコミが直接に裁判の公正さに責任を持つことになる。言うならば「報道の勝手自由」か「司法の国民参加」か、どちらかを選ばざるをえないのである。新聞協会はこう主張する。「**セン** ニュウカン^E」を捨て、あくまでも法廷に現れた証拠と法に基づいて判断するよう裁判員を適切に導くのが、裁判官をはじめとする法律専門家の役目であるはずだ——つまり結局、裁判はプロの裁判官に頼らねばならない、と認めているのである。裁判員制度は **ウ** という結論が、どうやらすでに出ているようである。

（長谷川三千子「産経新聞 正論」による）

問一 傍線部A・B・C・D・Eと同じ漢字を含むものを、次の各群の①～⑤の中からそれぞれ一つずつ選ぶ。

A ド|チャク

- ①ド|リョウ|衡制度
- ②ド|レイ|制度を廃止する
- ③極楽ジ|ョウド|をめざす
- ④ド|リョク|が報われる
- ⑤キ|ド|哀楽が激しい

16

B キョウ|ハク|

- ①ハムレットのドク|ハク|
- ②ハ|ク|ライの品
- ③ヒョウ|ハク|の旅に出る
- ④ハ|ク|シンの演技
- ⑤ハ|ク|シヤ|をかける

17

C タン|テキ|

- ①タン|カ|で運ぶ
- ②タン|レン|に励む
- ③ヒ|タン|にくれる
- ④レイ|タン|な態度
- ⑤タン|セイ|な顔立ち

18

D テイ|シヨク|

- ①テイ|ゾク|な話題
- ②最悪の事態をソウ|テイ|する
- ③トウ|テイ|無理な話だ
- ④タイ|テイ|のことは知っている
- ⑤テイ|ネイ|な言葉づかい

19

E セン|ニユウ|カン|

- ①人質をカン|キン|する
- ②イッ|カン|した態度
- ③ユウ|カン|に戦う
- ④気象をカン|ソク|する
- ⑤陣地をダッ|カン|する

20

問二 空欄 ア・イ・ウ に入る最も適当なものを、次の各群の①～④の中からそれぞれ一つずつ選べ。

ア

- ①時代遅れ
- ②グローバル
- ③先進的
- ④多数派

21

イ

- ①秘密厳守
- ②建て前
- ③自由意志
- ④守秘義務

22

ウ

- ①時期尚早
- ②無理
- ③要考慮
- ④可能

23

問三 傍線部 (a)・(b) の意味として最も適当なものを、次の各群の①～④の中からそれぞれ一つずつ選べ。

(a) 無作為抽出

- ①ある一定の基準で意図的に選び出すこと
- ②作為的にならないように順番に従って選ぶこと
- ③法律のことに詳しい人を対象に選ぶこと
- ④確率的に偏らないように抜き出すこと

24

(b) 不偏不党

- ① マスコミで一致団結し、政党と対決すること
- ② 最後まで自分たちの主張を貫くこと
- ③ 主義や党に与せず、公正中立の立場をとること
- ④ 徒党を組まず、一匹狼の態度をとること

25

問四 傍線部(一)「司法に対する無知と無理解」とあるが、具体的にはどのような内容か。最も適当なものを、次の①～④の中から一つ選べ。

26

- ① 国民が何らかの形で司法参加する制度が合理的であることを理解していない。
- ② 裁判員制度を取り入れるにあたって必要な配慮についてまったく知らない。
- ③ 個々の裁判官の人物像が分からないままに制度の議論を押し進めている。
- ④ 裁判員がどのような人物であるかを知ることの必要性について理解が足りない。

問五 筆者が「裁判官」の義務としてあげている内容とく違うものを、次の①～④の中から一つ選べ。

27

- ① 裁判官は他の機関(たとえばマスコミ)の言っていることに影響を受けてはならない。
- ② 裁判官は法廷に現れた証拠と法に基づいて判断するよう裁判員を導かなければならない。
- ③ 裁判官は脅しなどを受けることがあり得るが、それを覚悟の上で職に就かねばならない。
- ④ 裁判官は裁判の過程で自分が知り得た職務上の秘密を部外者に漏らしてはならない。

問六 この文章の第二段落と第八段落に含まれている内容として最も適当なものを、次の各群の①～④の中からそれぞれ一つずつ選べ。

第二段落

- ① 報道規制、表現の自由に関する考え
- ② 国民参加制度の歴史的経緯の確認
- ③ 裁判員個人情報の非公開について
- ④ 裁判員制度見直しについての提案

28

第八段落

- ① マスコミの個人情報に対する考え
- ② 職務上の秘密の扱いについて
- ③ 報道規制、表現の自由に関する考え
- ④ マスコミの役割変化の必要性について

29

問七 本文中で筆者が主張している内容にあてはまらないものはどれか。次の①～④の中から一つ選べ。

- ① 裁判員が職務上の秘密を抱え込むことができないという考えは、裁判員制度を否定するものである。
- ② 公正な裁判に対する社会的信頼を得るため、裁判員の個人情報がある程度明らかにする必要がある。
- ③ 裁判員制度の下では、マスコミの報道が裁判の結果に影響を与えることがありうる。
- ④ 裁判官は人を裁く訓練を受けているが、裁判員は訓練を受けておらずそのための心構えを持っていない。

30